

青教ス第1134号
令和5年2月15日

各県立学校長 殿

スポーツ健康課長
(公印省略)

県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための
休業措置等の取扱いについて (通知)

各校におかれては、日頃から学校における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組まれていることに感謝申し上げます。

標記については、令和4年7月26日付け青教ス第530号により対応しているところですが、児童生徒の体調不良者への対応について別紙1のとおり通知を一部変更することとしました。

つきましては、児童生徒・教職員に対して本通知の内容を周知するとともに、引き続き感染症対策に取り組むようお願いいたします。

なお、本通知の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の対応等に応じて変更する必要があることを申し添えます。

【参考】 児童生徒の出席停止措置について

| | レベル1 | レベル2～ |
|---|---|---|
| 児童生徒が発熱、のどの痛み・咳、鼻水、味覚・嗅覚障害等、いつもと異なる症状があった場合 | 出席停止 ただし、症状がなくなってから少なくとも 1日程度 経過するまで自宅にて療養すること | 出席停止 ただし、症状がなくなってから少なくとも 48時間 経過するまで自宅にて療養すること |
| 児童生徒と同居する者が発熱、のどの痛み・咳、鼻水、味覚・嗅覚障害等、いつもと異なる症状があった場合 | 措置なし | 出席停止 |

| | |
|-----|-------------------------|
| 担当 | 体育・健康グループ 指導主事 原 トモ子 |
| TEL | 017-734-9908 |
| FAX | 017-734-8275 |

別紙 1

県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための休業措置等の取扱い

1 体調不良者（児童生徒）への対応

- (1) 体調不良者は登校を控え、青森県臨時 Web キット検査センターを利用するなど、自宅にて検査をする、かかりつけ医又は県コールセンターに電話相談の上、医療機関を受診するよう指導すること（出席停止）。
- (2) 検査で陰性と診断された場合等であっても、症状がなくなっただけから少なくとも 1 日程度（レベル 2 以上の場合は 48 時間）は自宅待機し、健康観察を行うよう指導すること（出席停止）。

【補足】

- ・ワクチン接種後の発熱等の場合も、ワクチン接種の副反応によるものか、感染症によるものか判断できないことから、出席停止とする。
- ・1 日程度経過していれば感染の可能性がなくなるということではない。
- ・同居する者が体調不良となった場合の生徒の対応について、レベル 1 では、出席停止としないが、レベル 2 以上では出席停止とする。

※「県立学校版新型コロナウイルス感染症 Q&A（令和 4 年 10 月 7 日）」
P 8 及び別紙 2 参照

2 陽性判明者の接触者の出席停止措置

- (1) 陽性判明者の接触者（以下の要件に該当する児童生徒）については、陽性判明者との最終接触日の翌日から 5 日間の出席停止とし、症状がなければ 6 日目からの登校を可能とする。なお、2 日目及び 3 日目に検査し、陰性が確認された場合は、3 日目からの登校を可能とする。
(注) 抗原定性検査キットを使用する際は、「体外診断用医薬品」を使用すること。

「接触者」

- ・陽性判明者と感染可能期間にマスクを着用していても手の届く距離で 15 分以上会話をした者
- ・陽性判明者と感染可能期間に会話を伴って一緒に食事をした者
- ・陽性判明者と感染可能期間にマスクを着用していても呼気が荒くなるような運動を共にした者

(注) 接触者については、児童生徒等に陽性が判明した場合に出席停止とする者を特定するための基準として県教育委員会が独自に設定したもので、保健所が特定する「濃厚接触者」とは異なる。

- (2) 出席停止の措置については、接触者に該当する児童生徒本人のみで、保護者等の就業を制限するものではない。
- (3) 特別支援学校やクラスターが発生した高等学校等に対して、保健所から待機期間等について助言があった場合については、その助言等を踏まえて判断する。

3 臨時休業措置等について

(1) 体調不良者が同一学級に複数いる場合

当該学級は3～5日間（土日、休日を含む。）の臨時休業を検討する。

(2) 児童生徒の陽性が判明した場合（疑似症患者（※）を含む。）

① 陽性判明者が感染可能期間に登校している場合は、当該学級について陽性判明者の最終登校日の翌日から3～5日間（土日、休日を含む。）の臨時休業を検討する。

② 当該学級において、上記1の体調不良者又は2（1）陽性判明者の接触者に該当する者以外の児童生徒については、臨時休業解除後の登校を可能とする。

※ 疑似症患者：児童生徒（又は教職員）の同居家族が陽性者となったために濃厚接触者に特定され、健康観察中に有症状になり、医師の判断により検査を行わずに診断された患者をいう。

(3) 臨時休業の措置を講じている学級が複数ある場合

学年又は学校全体に感染が拡大していることが想定される場合は、学年又は全校の臨時休業について、学校内の感染状況等を踏まえ判断する。

(4) 特別支援学校やクラスターが発生した高等学校等に対して、保健所から感染防止対策等について助言等があった場合は、その助言等を踏まえて判断する。

4 教職員について

教職員の在宅勤務又は出勤困難休暇等については、上記1及び2に準じて取り扱うこととする。

5 その他

新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休業の措置については、学校における感染状況等に基づき、県教育委員会が判断しますので、各校においては、体調不良者等の状況について速やかに御連絡願います。